

前橋地方裁判所委員会（第25回）議事概要

1 日時 平成26年2月25日（火）午後1時30分～午後3時30分

2 場所 前橋地方裁判所大会議室

3 出席者（委員・五十音順，敬称略）

（委員）

新井啓允，荒井道明，内山充，小川恵子，神谷保夫（説明者），小泉博嗣（委員長），佐久間達哉，田中俊之，中村京子，羽鳥進一，原道子，半田靖史

（説明者）

前橋地方裁判所判事補佐伯良子

（庶務等）

前橋地方裁判所事務局長佐野寛次，民事首席書記官遠藤康浩，刑事首席書記官渡辺雅伸，事務局次長沓水一隆，総務課長大沼剛，総務課課長補佐渋谷紀道，総務課庶務係長小林沙恵子

4 議事

意見交換等（テーマ「保護命令制度について」）

5 議事経過

○ DVDの視聴

「配偶者からの暴力の根絶をめざして～配偶者暴力防止法のしくみ～」

○ 佐伯良子判事補から保護命令手続の概要について，遠藤康浩民事首席書記官から保護命令事件の事件動向及び前橋地方裁判所における取組について，神谷保夫委員から裁判所外から見た保護命令制度について，それぞれ説明があった。

○ 委員は，保護命令申立事件の模擬審尋を見学した。

○ 意見交換

（委員）

保護命令を申し立てる決断をするまで，本人や家族は悩むと思うが，どのような心情の変化をたどって決断に至るのか伺いたい。

（説明者）

最近では，弁護士に相談に来るときには既に保護命令が出ていたり，保護命令の申立てをする決断をしていることが多いように感じる。ただし，警察に話を聞くと，告訴をしてもらうまでには相当説得が必要な場合が多いとのことである。やはり，保護は求めたい一方で，心情としては難しいところがあるようである。

（説明者）

申立人から聞く話では，暴力が相当の期間にわたっている人も多いため，保護命令申立ての決断をするまでに，相当なエネルギーや時間を必要とするのではないかと感じる。また，支援センターや警察にまず第一に相談することが多いようなので，そこで少しずつ相談に乗ってもらいつつ，時間を掛けて決断するのではないかと感じる。

（委員）

最近ではあまりDV法違反の事件は見ないが，一方で，ストーカー関係や，性的なものを含めた子供に対する虐待事件などのボリュームが大きいと感じる。また，警察の対応も昔

とかなり変わってきており、昔は、事件を検察庁に送ったときに起訴できるかどうかにかきがあったが、今は、いかに被害者を保護するかにかきが置かれている。もちろん、被疑者の身柄を拘束するには慎重にしなければならないが、被害者保護のために他に方法がなければ、かなり積極的に被疑者の身柄を拘束していると感じる。事件処理において、起訴すればそれでよいということではなく、どうしたら将来に向けて被害女性あるいはその子供の安全を図ることができるか、仮に家庭の中で直す機会があればその可能性を探り、だめならだめで別々に生きる道を整備できればそれなりの解決になるという事案が、かなり増えている気がする。

(委員長)

現在、裁判所では、支援センターからの依頼に基づいて講演をしたり、関係機関の会議に出席したりして、行政機関と連携を取っている。なお、最近の保護命令事件の傾向として、相手方が身柄拘束中という事件もあると聞いている。

(説明者)

相手方が申立人に対する暴行や傷害で身柄を拘束されている間に、申立人が保護命令を申し立てるケースはしばしば見られる。裁判所は、できるだけ相手方の身柄拘束期間中に、申立人審尋及び相手方審尋を実施して判断するようにしている。相手方審尋については、相手方が出頭できる日を警察と調整しながら実施している。

(委員)

先日起きた館林のストーカー事件は、加害者は一度逮捕され、身柄拘束が解けた後にあのような事件を起こしたとのことであるが、加害者のメンタル面での更生はどう図られているのか。

(委員)

最近のストーカー事件を見ていると、加害者側のメンタリティがよく分からないことがある。昔から、男女のいざごは少なからずあったが、女性を殺して自分も自殺するという事件はそれほど多くなかったので、私たち自身も理解しかねている部分が少なからずある。加害者に対して、再加害をしないようどのように指導していくかということを考えなければならないが、どうしたらよいか分からないというのが実情である。警察も、どうやって再加害、再被害を防いでいくか頭を悩ませているところであると思う。ストーカー関係の事件は、警察もかなり力を入れているが、結果として十分なところまでいっていないというところが実情であると思う。

(説明者)

平成25年に保護対策に当たった警察官は相当数に上っており、警察としても対応しきれない状況にある。加害者のケアについては、検察庁とようやく本格的に研究し始めたところではないかと思う。なお、ストーカー等の保護対策については、従前は警察の生活安全全部で対応していたが、今では、どこの警察でも、初めから刑事部と生活安全部とで一緒に対応しているようである。

(委員)

最近の異常な犯罪やストーカー被害、DV等、問題が発覚して惨めな結果に終わると非常に歯がゆいと感じる。先進国には、大胆な改革や、加害者に対するもう少し厳しい目があるのではないかと思うので、外国のケースで参考になるものがないかお聞きしたい。

(委員)

昔から、日本でも夫が妻に暴力を振るうことは数限りなくあったが、欧米の暴力の振るう方は半端ではなく、妻を殺してしまうこともあるため、そういう意味で欧米はDV対策先進国であり、日本のDV法も参考にできるところは参考にしていると思う。一方、ストーカー的な犯罪がどこまであるのか、そういうものが欧米の社会現象になっているかどうかというところは分からない。

(委員)

保護命令事件の新受件数が、平成23年に激減しているのは、東日本大震災が影響しているのか。

(委員長)

裁判所の事件全体を見ても、東北地方や北関東では、平成23年の事件は少なくなっていると聞いているので、そういう影響があるのかもしれない。

(委員)

DVやストーカーなど、非常に悲惨な事件に対し、法律制度が、緊迫性、緊急性を認識していないスローな形になっているのではないかと思う。暴力を振るう人間が特殊というのではなく、最近のイライラした社会が加害者を生み出しているのではないかと感じることもあり、常識外れで激情型の人間が多くなっていることを考えると、立法当局の異常な人間に対する対応が遅れているのではないかと思う。

(委員長)

相手方が裁判所に来ない場合には、相手方の審尋をせずに保護命令を出すことができ、また、保護命令の再申立てもできるという法律上の制度にはなっている。

(委員)

接近禁止命令の6か月という期限が、どの程度有効なのかと思った。6か月たてばいいのかと思うかもしれないし、逆恨みで今までに増して暴力等を振るうかもしれないので、実態としてどの程度有効なものなのか。

(委員)

先ほどの模擬審尋であるが、裁判所職員が相手方役を務めたから、あのようにおとなしそうな感じなのかと思った方も多いと思うが、実際、相手方を見ると、この人が本当にこんなことをするのかというような人が圧倒的に多く、見るからに乱暴そうな人の方がずっと少ないと感じる。社会において大きな顔をしていない人が、家で妻に当たるというケースが圧倒的に多いと思う。また、刑事の令状においては、家庭内暴力とDVの件数を比べると、DVの件数がとても少ないと感じる。保護命令を出す効果は、行政面においては、都営住宅に優先的に入居できるということもあるが、法律的には、相手方の気持ちに対して、保護命令に違反したら犯罪になると思わせるところにあると考える。あとは事実上、保護命令が出ている場合には、例えば家のドアを叩かれたということで警察に通報するとの話が通じやすいということもある。再申立ての関係では、半年経過してもまだ暴力が怖いということであれば、半年の効力が切れる前に再度申立てをし、手続をするということになるが、例えば一年間全く暴力等がない場合、自分自身をコントロールできると認められれば、相手方がこの一年間どう過ごしてきたのかを見極めた上で、本当に保護命令を出す必要があるのかを検討することとなる。ひどい暴力を振るわれた人がいれば、何とか助

けなければならないが、保護命令を出された方も、ある日突然家に帰れなくなるなど、非常に厳しい命令であり、普通の人にとってはとても衝撃的なことだと思う。退去命令は、引っ越し先を見つけるまでの2か月間ということで、引っ越した後は取り下げてもらい運用が通例である。なお、ポイントは、申立人の引っ越し先を知られないようにするというところである。住民票については、本人が請求しない限り移動先が分からないよう、住民票閲覧交付制限などの行政サービスを受けることもでき、このような制度が整った時に保護命令の申立件数が下がったと聞いている。

(委員)

先ほどの模擬審尋において、夫の暴力から妻を守るという趣旨で保護命令が出されているのだと思うが、夫は子供の面倒を良く見ており、子供には暴力を振るっていないのに、子供に会わせないということになってしまうのか。また、虚偽の申立てについてもお聞きしたい。

(説明者)

暴力があったかもしれないが、原因は申立人の方にあると言う相手方もおり、それを言い分としては聞くが、裁判所で判断することは、暴力があったかどうかということと、更にこの先申立人が暴力を受ける可能性があるのかということにある。一緒に暮らしていればいろいろとあるかもしれないが、何があっても暴力は許されないことなので、淡々とその要件を判断していくこととなる。虚偽の申立てについては、自分が担当した事件では相手方も暴力を認めていることが多く、それと疑われる事件を担当したことはないが、保護命令申立事件は証拠が集めにくく判断が難しい種類の事件ではあるので、暴力があったのかどうかということと、この先暴力を受けるおそれがあるかということをごりごりと判断していくしかないと考える。

(委員)

重要なのは、単に暴力ということではなく、打ち所によっては死んでしまうかもしれない程度の暴力があったかどうかということであると思う。殺すつもりはなくても、打ち所によっては一発で死んでしまうこともあるので、そういったことがないようにということに最大の価値を置くというふうと考えて決められた法律だと理解しないと、相手方に対する影響が大き過ぎると考える。虚偽の申立てについては、親権争いで優位に立ちたい妻が自分で体に傷を付けたという例があった。何件も担当していると、本当に切迫している人とそうでない人は判断が付いてくる。

(説明者)

子供に対する暴力がないのに子供に会えないという点であるが、条文上は、相手方が子供を連れ戻したいと言っているような場合等、子供の関係で申立人と相手方が会わなければならないという状況を防ぐためのものである。直接子供に対する暴力が問題になっているというわけではなく、子供や親族の関係で申立人と相手方が会わなければならない状況を作ることがないようにするためのものなので、判断する内容としてはそういう状況が起きる危険性があるかどうかということになる。

(委員)

家庭裁判所で離婚事件の親権者を判断するときに、保護命令が出ていること自体を考慮はするが、だからといって親権が相手方に絶対に渡らないかということというわけではな

い。一回の審尋で暴力行為等の有無を判断して保護命令を出すということと、いろいろと調べた上でどちらが親権者にふさわしいかと判断することとは別だと考える。面会交流も、保護命令が出ているから、保護命令を出した裁判官の判断を最大限尊重して、面会を認めないと考える裁判官もいるし、自分の目で見て判断していくということももちろんある。ただ、そのことと、家庭裁判所の廊下で申立人と相手方がばったり会わないようにするという配慮は別物である。

(委員)

先ほどの模擬審尋で、申立人がホストクラブに2回行ったとか行かないとかという話があったが、実際はそこまで調べるものなのか。

(委員)

家庭裁判所の離婚調停や離婚訴訟においては、そういったことが審理の対象になることもあるが、DV事件では、一回殴ったら死んでしまう所を殴るおそれが今後あるかどうかであるため、暴力の理由が不貞等であっても保護命令は出すことになる。

(委員)

家庭内の暴力だと、表に出てこないのが処罰することはなかなか難しいが、保護命令の申立てにおいては、過去の暴力を直接処罰することはできないが、保護命令が出ると、徘徊したり、変なメールを送ったりすれば、命令違反ということで、刑は軽い処罰することができる。実際は懲役1年以下の刑しか定まっていないため、執行猶予が付くことも多いが、今後同じことを繰り返すような心配な人が多いので、保護観察を付けることでできるだけ対処したいと考える。

(委員長)

いただいた貴重な御意見を参考にして、今後ともよりよい保護命令制度の運用を目指して努力していきたいと思う。

6 次回テーマ及び期日

(委員長)

次回の地裁委員会の期日は、6月から9月を予定し、具体的な日程及びテーマについては追って連絡することとしたい。

以 上